

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 池 田 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和6年6月24日（月） 午後2時から 午後3時までの間
開催場所		大阪府池田警察署 講堂
出席者	委 員	加納会長 深井副会長 浅田委員 村上委員 伊藤委員 岸上委員 西 委員 鷹尾委員
	警 察	署 長 副署長 総務課長 会計課長 生活安全課長 地域課長 刑事課長 交通課長 警備課長 交通課長代理 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長挨拶 本日も委員の皆様、池田署の皆様、お忙しい中、お集まりいただき、誠にありがとうございます。 最近は、特殊詐欺のニュースが多く、池田市内でも発生があると聞いています。 日々、署員の皆様が尽力され、1件でも多く詐欺被害が防止できることを願っています。 また、今年の夏は猪名川花火大会、がんがら火祭りが開催されると聞き、益々お忙しくなると思いますが、池田市民のため活躍されることを願って挨拶とさせていただきます。 本日もよろしくお願いします。 2 署長挨拶 3月26日付で本部生活環境課から池田警察署長に着任しました。 どうぞよろしくお願いします。 委員の皆様方には、平素、住民の代表という立場から池田警察署管内の警察行政につきまして、色々と御尽力いただき、また、建設的な御意見を賜り、誠にありがとうございます。 今月8日、附属池田小学校におきまして「祈りと誓いの集い」に参列させていただきました。

悲惨な事件から23年が経ちましたが、あのような事件を二度と起こしてはならない、風化させてはいけなと改めて決意した次第です。

また、近々の課題である特殊詐欺につきましては、検挙は勿論、被害防止対策についても強化することとし、その他、高齢者の関係する交通事故防止対策等、多くの課題に対し、打てる手は全て打つ覚悟で署員一丸となって取り組んでいきます。

本日は、委員の皆様から忌憚のない御意見、御要望を頂戴しまして、警察行政に反映して参りたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

3 業務報告

(1) 特殊詐欺対策（サポート詐欺、P O S Aカードの紹介）

報告者：生活安全課長

(2) 大阪・関西万博に向けた警察の取り組み

報告者：警備課長

4 議事

(1) 改正道路交通法（自転車の悪質交通違反）

【委員】

先月、改正道路交通法が閣議決定され、自転車の悪質な交通違反に対しても「青切符」の交付、反則金の支払いが生じると聞きました。

平素、危険だと感じる自転車運転者をよく見かけていたので、良いことだと思っています。

しかしながら、具体的にどう変わるのか、自分自身も自転車に乗る者としてポイントを教えて頂けないでしょうか。

【警察】

まず初めに交通反則通告制度の説明ですが、交通反則通告制度とは、運転者が一定の道路交通法違反のうち比較的軽微な違反であって、現認明白・定型的なものについて、反則者が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は、公訴が提起されない制度を言います。

交通反則通告制度の対象となる自転車運転者の対象年齢は、現在のところ16歳となるように調整中です。

14歳未満はそもそも刑事未成年であり、違反行為に刑罰は科せられないとなっています。

これらの法令違反が発見された場合は、児童相談所への通告等がなされることになります。

次に、自転車の交通指導取締りの現状についてですが、年々、取締り件数は増加しています。

取締り件数を違反類型別に見ると、やはり信号無視が全体の半数以上で約53%、遮断踏切立入が約20%、一時不停止が約13%となっており、これだけの違反で全体の約86%を占めていることが御理解いただけるかと思います。

そのほか、携帯電話使用等に関する罰則、自転車の酒気帯び運転に対する罰則が整備されます。

現状では、自転車の携帯電話使用等による罰則は都道府県公安委員会規則により、5万円以下の罰金となっております。

なお、この交通反則通告制度は5月17日に閣議決定されたものであり、実際の法の施行日については2年以内になされることとなるので、具体的な日にちは決定されていません。

交通反則制度適用の対象年齢やどの違反をどの程度まで処罰するのか、反則金はどの程度になるのかも最終決定には至っていません。

池田警察署といたしましても、今後の情勢に注意しながら可能な限り情報提供して参りますのでよろしくお願いします。

(2) 交番活動の1日について

【委員】

交番で勤務する警察官の方は、朝から翌朝まで24時間勤務しているとテレビ等で紹介されていました。

私たち市民は、パトロールしている姿、交番で落とし物などの届出を受けている姿を見ることはありますが、他にどんな活動をされているのか知りませんので、どのような活動をしているのか教えて下さい。

【警察】

まず、池田警察署には、総務課をはじめ、交番勤務をする地域課等、8つの課・隊があります。

ご質問の交番所で勤務する部署は、地域課での勤務となります。

地域課には、デスク業務が中心となる地域総務係と3交代で24時間勤務する地域第1係から第3係まであります。

この3つの係が、朝方に出勤して午前9時から翌日の午前9時までの勤務となり、交番所やパトカーで日々警戒活動に当たっています。

池田署には、交番は全部で9か所、連絡所が1か所あります。

次に、交番活動の1日についてですが、本署に出勤し、制服に着替え装備品を着装し、前日の勤務員から事務の引継ぎを行い、各交番所へ警ら用單車やパトカーで行きます。

議 事 概 要	交番活動では、巡回連絡や警ら、在所勤務、立番等の活動になり、地理案内、遺失拾得の受理、交通取締り、被害届や相談の受理等を行います。 これ以外にも110番等で申告があれば随時、現場に赴き事案対応を行います。 立番勤務は、文字のとおり立って番をするということで、交番の前に立ち、不審者に対する声掛けや交通指導等も行い、また、駅前や交差点、犯罪の多発する地区における立番も行い、制服の姿を見せて警戒を行います。 このようにして、皆さんが安心して暮らせる活動を日々行っております。
---------	--